

## 武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第10回）

### 1 開会

【座長】 定刻になりましたので、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会の第10回を開会したいと思います。

### 2 議事

#### （1）前回の振り返りについて

【座長】 前回の懇談会で住民投票について議論しましたが、結論は先送りしました。このときのことについて振り返っていただきまして、事務局に資料の説明をお願いしたいと思います。

（資料1について事務局より説明）

【座長】 かなり重要な発言は大体網羅されていると思うのですが、皆さん、おっしゃったことで、自分が主張したことで大事なことがまだ抜けている、どうしても書き加えてほしいというご発言があれば、言っていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

#### （2）行政の政策活動の原則等について

【座長】 それでは、資料2について。新しいテーマですが、事務局から資料説明をお願いいたします。

（資料2 I 行政の政策活動の原則について、資料4について事務局より説明）

【座長】 論点は多岐にわたっているのですけれども、最初の論点からいかがでございましょうか。「長期計画の策定及び進行管理等についての原則」について。我が市の場合は長期計画条例が既にでき上がっているということなのですが、これとこの自治基本条例との関係をどうするかというテーマです。いかがでございましょう。

【A委員】 条例が平成23年にできて、実は長期計画をこの条例にのっかって策定し、調整計画を策定したのです。一応これで一回りというか、1つの長期計画の議論を終わったのですけれども、実際に議論をさせていただいてみて、これはひょっとしたら個人的な意見になるかもしれませんが、このままの条例でいいのかという思いを实はしているのです。

というのは、この長期計画は10年で、おおむね5年後に調整計画を策定することになっているのですけれども、今の時代、5年というとものごく環境が変わってしまって、分野によっては状況が相当違ってきているということがあるのです。今回の条例では、施策の大綱と基本理念を議会が議決することになっています。基本理念はいいです、大まかなことですから。これはそんなに問題ではないのですが、施策の大綱まで議決をしてしまうと、5年後の調整計画のときに策定委員の方々の議論を縛ってしまうおそれがありまして、実は調整計画の策定委員さんと我々の懇談会のとくに、そこでちょっとぶつかってしまったのです。議決したことをもう少し尊重してくださいと申し上げたことがあって、ひょっとすると、これはいろいろな考

え方があって、施策の大綱まで議決するのがいいのか。もともとは基本構想しか議決していませんでしたので、長期計画を議決するのは実は今回初めてなのです。なので、非常に戸惑いもあったのです。これは今度議会に帰っていろいろ議論しなければいけないのですけれども、基本理念だけ議決するのがいいのか、もしくは調整計画まで議決事項に入れたほうがいいのかとかということがこれから議論として出てくるのではないかと考えています。そうすると、長期計画をそのまま自治基本条例の中に入れてしまうと、ちょっと面倒くさいことになるかなど。なので、私は、イの頭出しは、もちろんこれは絶対しなくてはいけないことだと思うのですが、長期計画条例は別個に残しておいていただけると、今後の議論としてありがたい。これは議会側というのかな、個人的な意見も相当入っていますけれども、意見として言わせていただきたいと思います。

【座長】 今のA委員の発言で、ローリングは今、5年になっているのですか。期間は5年だけど、4年の周期でローリングはしているのでしょうか。そこが変わったのかと思って。

【A委員】 変わっていません。

【座長】 それを変えると、市長選挙の年にぶつかったりすることが起こりますからね。それは大事なルールなので、4年で回転するというのはいいことだと思っているのです。

まず、いろいろ理由を述べられまして、その中にはいろんな議論が入っていますが、結論的には頭出しをして、条例そのものは残す。関連づけた規定を置くけれども、本体は残して、また将来、細かいところは改定があり得るだろうというふうにしてほしいというお話だったと思うのですが、ほかにご意見はあるでしょうか。

【B委員】 私も、この中ではイの自治基本条例の中に長期計画に関する頭出しはして、現行の長期計画は残すというのがいいかと思いました。

理由としては、自治基本条例の目的も議論はしたところかと思うのですが、まだ固まっていないと思うのです。この長期計画の目的が第1条に書かれていて、こちらの条例にもやはり目的があって、しっかりつくられているわけですので、自治基本条例の目的と長期計画条例の目的は、方向性は似ているのかもしれないですが、それぞれ思いがあってつくられている条例なので、それを1つにする必要はないのかなということ、イがいいのではないかなと思いました。

また、先ほどA委員からのお話の中に、これは変わる可能性、議論の余地があるところで、自治基本条例も、改正されることは今後あるにしても、そんなにコロコロ変えるべきものではないのかなと思いますので、そういった意味では、1つに取り込むよりは別々のものにして、それぞれがしっかりと生きていくような形のほうがいいのかと私は思いました。

【C委員】 全く同意見です。自治基本条例を高位のルールとするならば、自治基本条例に長期計画というものを書いておけば、長期計画条例というものが全てなくなることはなく、長期基本計画というものが武蔵野市ならではの、他市に誇れるものだというアピールにもなるし、その伝統、歴史を守るという意味もあるかと思えます。

【副座長】 今のA議員の問題点ですけれども、基本的に私も賛成です。

議会が議決した内容は団体計画です。それに対して、行政の執行権の範囲がある程度自由に出てくるのが執行計画という気がするのです。だから、団体計画と執行計画があって、こういう計画行政は2層・3層構造になっていると言われてるのはそういう意味です。基本的な方針といいますか、昔のルールでいえば、基本構想は議会の議決で、長期計画以降実施計画までは行政計画に任せてもらう。この中で議会は、実施計画はいざ知らず、基本構想と長期計画も含めて議論しようよということで何年も議論してきたはずです。だから、議決は基本構想だけだったのですけれども、議論の中身は長期計画も含まれていたのです。一部行政計画の部分も含まれていたのです。そうすると、これからも、決めた以上、それに沿って執行権に任せるような手法も必要。基本的な大綱、方向性も基本構想として、団体計画として議会の議決というスタイルは、ある程度守ってもらいたいというのが私の意見です。

【座長】 私も皆さんと基本的な意見は同じです。全体を自治基本条例の中に入れるのは適当ではないと思いますので、長期計画条例は残るということですが、自治基本条例にもその根拠規定になるようなものを置くべきだということですから、イになると思うのです。B委員がおっしゃったとおり、それでいいのではないかと考えています。

ただ、ちょっと注文がありまして、私は長期計画条例がつけられているのを見ましたけれど、武蔵野のもう1つの特徴は、4年ごとにローリングしているときに生活環境指標というデータ集を必ず作成しています。策定委員会がスタートして議論を始めるよりも前にそれを整備して、行政でつくりあげて、現状のデータを議会にも執行機関全部にも示して、そこから議論をするという作業をしているのですが、あれはものすごいデータ集になっているのです。これを営々と今日まで続けてきたというのはものすごいことだと思っているのです。私は、この計画のサイクルに合わせて生活環境指標をつくるということがどこにも書いていないことが非常に不満で、それはやはり書かれるべきなのではないかと思っています。

それから、ご説明では出てきましたけど、これを市民と一緒に策定していくときに、段階を踏んでいるのです。2段階踏むか3段階かはそのときによるかもしれませんけど、討議要綱案とか討議要綱になり調整計画案になり、そういうこととか、それを全部市報で全世帯に配っているとか、広報の手段がありますけれども、このことについても条例上は全く何も書いていないです。そういうことまで条例をもう少し充実してもいいのではないかと考えていますので、この機会に、自治基本条例の中にも大きな条文を入れますが、入れるときに、条例を改定する、よりいいものに改正するというつもりでやってほしいというのが私の注文です。

ほかにございましょうか。

【D委員】 この長期計画条例は、先ほど事務局の説明でもありましたけれども、やはり武蔵野市の特徴として主張したいことです。この条例自体もそんなにボリュームはないものですから、ほぼそのまま自治基本条例の中に組み込むことも考えられるし、内容はまた見直しをしながらでいいと思っていましたが、自治基本条例の、ある意味、柱の1つとしてぜひ入れてほしいと考えております。

ただ、ほかの方のご意見を伺っていると、ア、イ、ウでいくと、イが今は多数派を占めてい

ますから、それではいけないということではありません。長期計画条例というのはどういう位置づけで、どういう意味があるかということ自治基本条例の中にしっかり書き込んで、それと同時に、今の長期計画条例の課題というか、見直すべきことがあるのであれば、それは早期にやっていく。今、座長がおっしゃった、まさにそういう姿勢で取り組んでいかなければいけないなと思っております。

【副座長】 今、座長が言われた内容ですが、市民参加、職員参加、(1)の②に当たる生活環境指標をつくること自体が、実は市民参加であり、職員参加の具体的な展開なのですね。私は(2)のところと言おうと思ったのですが、生活環境指標は武蔵野独自で、私もいろいろなところで研修なり講演を頼まれて行っているのですが、全国的にほとんど普及しないのです。なぜ普及しないか。これは行政の遅れているところが一目瞭然分かってしまうからです。したがって、これを出したくないというのが首長の意見ですね。そうすると、市民参加、職員総参加で、これをつくること自体が、職員参加あるいは議員も含めて第一歩だという位置づけから、こういう具体的な内容もぜひ入れてもらいたいというのが私の意見です。

【座長】 ①と②が分かれていますけれども、②で書かれていること、長期計画における伝統をはじめとする武蔵野市方式と呼ばれる策定方式を継承してきたという歴史、これを条例へ何らかの形で反映したいというのがここに出てきているわけで、①と②の関係が変ですけど、要するに②の精神でいいと思うのです。基本的にこれを継承していく、このことをきちんと書いて、そして細かくは条例で定めるといって、計画条例に委ねているという形に書けばいいのではないかと。その中で、市民参加、職員参加、議員参加ということまで書くのか、地域生活環境指標まで触れるのか。そこは皆さんで工夫してもらいたいと思いますけど、ぜひそういう形にしてほしいと思っています。

【副座長】 市民参加、職員参加という言葉自体が武蔵野の発祥です。昭和46年に基本構想・長期計画ができた、その以前に、これをつくるときにやったのが市民参加、職員参加、武蔵野で初めて使った独特の言葉が全国レベルになっている。このときに座長と松下先生が委員でいたのです。そのときにつくった言葉で、座長は自分のことをあまり言わないですけど、実はこの言葉自体は座長等の功績です。これは私の職員時代の記憶です。

【C委員】 これは議論とは離れるのですが、基本構想が国レベルで法定され、義務づけられていた。その中で、基本構想はほとんど意味がない状態で、使いこなせる自治体が多かった。使いこなせる自治体というか、国からの押しつけだったところもあるのですが、それと並行するような形でこの武蔵野の長期計画がなされていたということで、そこでまず伝統があるということは1つ言えると思うのですが、地方自治法が改正されて、義務づけ、枠づけが廃止されたことで、新たに武蔵野市において平成23年度に長期計画条例ができたことは、何らかの変革というか、どのような連続性あるいは分断性があるのかということをお教えいただきたいと思っております。

【座長】 私も最近のことは正確には知らないから、副市長のほうからご説明いただきたいと

思います。

【D委員】 連続性か分断性かというお尋ねでいけば、それは連続性ということだと思っています。ただし、今おっしゃったように、自治法での根拠といいますか義務づけがなくなったので、今度は自治体として、条例でみずから定めていく。そのときに、武蔵野市では基本構想・長期計画という形をとっておりましたから、そういう大枠は残しつつ、ただ、自治法での基本構想という言い方がなくなったので、長期計画という言葉そのまま残して、つくり方は基本的に継承している。そういうふうに言っていると思います。

【C委員】 手法自体も変わっていないのですか。

【D委員】 手法は基本的に変わっていません。ただ、先ほどA委員からもお話があった施策の大綱という部分と市政運営の基本理念、この2つを議決事項とするということは、新しいやり方になっております。ただし、流れは従来から一貫したものだと考えています。

【座長】 それでは、先へ進みたいと思うのですが、次が③長期計画の進捗状況の評価と見直しということについて、ア「明示的に規定する」と、イ「明示的に規定しない」という選択肢が出されています。ここについて評価は、それなりに武蔵野市も進行管理的なことをちゃんとやっておりますというのが現状として説明されているということです。

これは全体的に、ここだけに限りませんが、世の中の流れとして、政策評価とか行政評価とかというものが重要視されるようになってきて、それについて規定を置く自治体が増えてきている。武蔵野もあまり条例はつくっていないかもしれませんが、それなりのことはやってきているということです。今度、自治基本条例をつくらしたら、そこに評価に関する項目をここにもちゃんと入れるかというご趣旨だと思うのですが、いかがでしょう。私は入れたらいいのではないかと思います。どうでしょう。

【副座長】 もちろん、私は入れるべきだと思っているのですが、これはいわゆる進行管理のことをイメージしているのですか。現在、進行管理をやっていますね。それとの関係はどうですか。

【D委員】 進行管理は年に4回やっております。ただし、今求められているのはそういう内部的な、市長が進行状況を把握するだけではなくて、そういう行為も通じて、行政内部でまず自分たちでも点検し、評価をしていく。そしてまた、それを内部だけのものにせず、市民に公開することで、市民の目でチェックしていただく。そういう流れが必要だと思っておりますので、今考えるべきはそういう方向だと思います。

【副座長】 今やっている進行管理とは別という意味ね。そうすると、これは基本構想・長期計画の進行管理という意味ですか。

【D委員】 今そういうふうに事務局でもまとめてくれていると思いますし、私どももそうい

う方向で考えたいと思います。

【副座長】 別の組織をつくるということかな。別のやり方を。

【E委員】 やり方についてはこれから検討しなくてはいけないと思うのですが、今、4年の計画の、年4回の進行管理を開示していくことは、なかなか難しいのではないかと。内部的には、全体として市長が年に4回進行状況を把握するのは必要ですけれども、実際それを対市民に公表するのは年に1回とかそういうレベルになるのではないかと思います。ですから、年4回やりましても、4回のもの開示をそのまま全て外に出すということではなく、1年に1回ぐらいの間隔で開示をしていく、市民にお知らせをしていく、そういう内容になるのがいいのかなと私は思います。

【副座長】 進行管理の位置づけでいいのかということです。それとも、別の管理体系をつくるのですか。

【E委員】 私は、進行管理でやったものを開示していけばいいと思います。別のところでまた評価をし直すのではなく、進行管理会議でやりながら、それを開示していく。

【副座長】 どちらが正しいということはないから、確認だけです。

【座長】 結果の公表とか市民宛での広く公表ということで言うと、私は後の(4)「政策の立案、決定、実施と評価という過程の確立と政策評価の実施」、この項目と密接に関連していると思うのです。年に1回になれば、ここでも事務事業の評価をまとめているでしょう。これは政策の評価よりも事務事業の評価ですけれども、その上に計画を進行管理しているという報告がちゃんとあったと、1年分まとめようと思えばまとめられると思うのです。これを事務事業評価とどう関係づけながら公表するかということを工夫すればいい、そう思うので、そういう方向で考えていただければいいのではないかと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、その次のテーマに移ります。

(2)「長期計画に基づく予算編成と健全な財政運営」についてというところですが、まず、①の健全な財政運営及び財政状況の公表について明示的な規定を設けるかどうかということで、ア明記する、イ明記しない、が選択肢として並んでいます。「現状」のところ、武蔵野は武蔵野なりに公表に関する条例も制定し、それらに基づいて公表していますということですが、この点について何かご意見はありますか。

【B委員】 先ほども他市の規定の例ということで見させていただいたときに、まず、どちらかといえば、私はアで、明記したほうがいいと思うのですが、明記するということからさらに一步踏み込んで、やはりこれはわかりやすくということがないと、市民にとっては、ただ明記されている。今までやっているように、市報に公開していますと言われても、それが市民にとってしっかり理解できるものでないと、自治基本条例の中でもありました「市民活動の促進」につながっていかないのかなと思いますので、明記する、かつ、わかりやすくというところ

ろを追加していただきたいと思います。

【座長】 これは結構難しい注文です。もともと言うと、地方自治法がいろいろなことの公表を要求していますので、それに従って、しなくてはいけないことはきちんとやっています、やりますという条例ができています。それは決まった様式で、決まった通知で出しますので、それが市民にわかりやすいかという、必ずしもそうではない。そこをわかりやすくと言われると、本当は困惑するのではないかなと思うのですが、ご趣旨はよくわかりますので、それを受けて、ちゃんとわかりやすい解説を加えていくということができますか。

【企画調整課長】 他市の事例でも、先ほどご紹介した久喜市とかでは、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めなければならないと、方向性について記載があります。当然、常にわかりやすくという意識はしているところですが、さらに条例の規定としてそういうことが書かれれば、そういった方向性が促進されるものと考えています。

【B委員】 難しい言葉とかも多いのかなと思います。そういったところを、先ほどおっしゃっていただいたようなわかりやすい解説や、今は市報も4色刷りで見やすくなっているので、よりデザイン的に、視覚的にもわかりやすいような見せ方は、工夫をすればできるのかなと思います。そういった部分を望んでいるところです。

【座長】 では、この点は、公表するという趣旨も含めて、わかりやすく明記するというところでいいというお話でございます。

【副座長】 地方自治法243条の3で年2回以上と決まっていますね。今は公表しているのは2回ですか。「2回以上」で2回。ということは、地方自治法に規定されている以外に自治基本条例で規定するという、回数を増やすという意味ですか。それとも公表の内容を変えるという意味ですか。どういうものを想定していますか。

【総合政策部長】 基本的には、今、年2回、市報で公表していますし、公示もしています。それは当然、継続して行くべきですし、B委員のおっしゃったように、よりわかりやすくというご意見も、議会からもたびたびいただいているところです。公表については毎回、担当部局で工夫しながら、少しずつのところもありますけれども改良を加えて、よりわかりやすくに努めているのです。今いろいろご意見をいただいたので、さらにその様に努めますが、大きく方法を変えるまでは現在特に考えておりません。

また、公会計制度について、今、武蔵野市でも、決算の方法については全国統一の企業会計の複式簿記で公表することも、準備を進めておりますので、そういったことも含めて、よりわかりやすいものに努めていきたいと考えております。

【座長】 それでは、次の②財政援助出資団体の扱いに移ります。これについて、ア、条例の中に何らかの形で盛り込むということと、イ、特に触れないという選択肢が示されているわけです。「現状」として説明されていまして、武蔵野は周辺の市等々と比べて財政援助出資団体

の数がかなり多い。これを活用してきた市に当たる。もう少し細かく言うと、実は2つにカテゴリーが分かれているという説明もついています。出資団体というものが10団体あり、援助団体というカテゴリーのものが5団体で、合計15団体あるということなので、こういう武蔵野の現状からいって、このことについても何らかの盛り込みをしたほうがいいのではないかと、という趣旨で出ているのではないかと僕は思うのですけれども、いかがでしょうか。

**【副座長】** まず、出資団体の定義です。何をもって出資団体かということ。基本的には、これは2分の1と捉えているだろうと思います。

この出資団体の取り扱いを自治基本条例の中で盛り込むという目的、趣旨はということかと考えると、これは基本的に情報公開の対象になるかどうかという意味だと思ふのです。どこの都道府県や市町村の情報公開条例でも、大体出資団体は情報公開の対象になっています。これは地方自治法施行令152条により2分の1以上の出資団体に対して市長の調査権があるからです。それに対して、4分の1以上25%出資していると地方自治法施行令140条の7で監査権限が及ぶのです。そうすると、監査委員事務局に25%の団体の情報公開を求めるとすると、監査委員はその資料を持ってはいけないことになります。監査しているはずですから、情報公開の対象になってしまうのです。これは東京地裁の判例でも出てきています。ほぼ確定しています。したがって、この出資団体というのは、何をもって出資団体というのか。それと同時に、この財政出資団体をこの自治基本条例の中で取り扱う目的は、情報公開を念頭に置いているのか。何を念頭に置いているのか。こういう論点をもう少し深めていただきたいなと思います。

**【A委員】** 賛同する意見です。全くそのとおりでありまして、この説明文にもありますけれども、多摩26市の平均出資団体は3団体で、私どもは15団体ということで、議会の中でも多過ぎるのではないかと議論をしているところもあります。全部がそういう意見ではないと思いますけれども、ここに関しては、何をもって自治基本条例に載せるのかというのは相当大事なことだろうと。むしろ、15団体に対して情報公開をもってして、市民の目にもちゃんと触れさせるということであるならば、それはとても大事なことで、市民のほうから、これはもう要らないんじゃないかという意見が出てくれば、また縮小もしくは統合することもできるでしょうし、そういう意味での自治基本条例に載せるというなら、大賛成であります。私は、個人的には15団体は多いと思っている1人なので、意見を述べさせていただきました。

**【座長】** それでは、趣旨を事務局のほうからもう少し説明していただきたいと思うのですが、情報公開の対象になるかならないかが最大の眼目だというご発言がありました。そういうつもりで言っていらっしゃるのかどうかということと、出資団体の定義と援助団体の定義を説明していただいて、もし副市長からご発言があれば、副市長からもご発言いただくということで、事務局で説明を補足してください。

**【企画調整課長】** 定義につきましては、出資団体は副座長からありましたように、地方自治法の第221条の3項に規定する予算の執行に関する長の調査権を有する団体という形で指定しているというのが定義です。

【座長】 それで2分の1ね。援助団体はそうではないのね。

【企画調整課長】 援助団体は、武蔵野市の財政援助出資団体指導事務要綱という中に援助団体という位置づけをさせていただいて、ここでの定義は「市が主導的に設立し、継続して財政援助及び人的援助の団体で別に指定するもの」という形で、具体的に数字で何分の1とかというところを決めているものではないです。

【座長】 副座長から、25%を出資していれば監査の対象になるというお話がありましたが、そういう種類のものは武蔵野の場合、あるわけですか。

【総合政策部長】 財政援助出資団体も、当然ローテーションを組んで監査委員の監査に付して、報告をいただいております。

【座長】 それは出資団体で、2分の1以上の出資をしているから、もっと大きいわけだね。当然それは監査の対象になるでしょうけど、それと別に、4分の1以上の出資をしているというと、監査の対象になるとおっしゃった。情報公開の対象にはなっていないけれども、監査の対象になっている。そうすると、監査委員のほうへ来ると、情報公開の対象になる。

【副座長】 それでさらには議会の議決権、調査権、質問権の対象になるかならないか。先ほどA委員が言った、議会と行政権の関係で、一方的に行政権になってしまうのか、それとも議会なり市民がどこまで監視できるのか。こういう仕組みになるのです。

【座長】 2分の1以上と4分の1以上というのが武蔵野の場合、2分の1以上ではないけど4分の1以上というのはあるのですか。

【総合政策部長】 援助団体の中の出資割合について、今手元に資料がないのではっきり申し上げられないのですが、たしかそれにも満たないものは当然、団体としてはあります。

【座長】 援助団体の中にそういうものが、もしかしたら入っているかもしれない。

【C委員】 なぜここに財政援助出資団体が、項目的に言えば行政の政策活動の原則ということをお話して、それから長期計画に基づく予算編成と健全な財政運営について、どのくらいお金を出しているかという形で書かれているのか。

そして、これは全部の条文をなめようと思って、こういうふうに懇談会の席でやられているのではなくて、議論になっているところをピックアップされているのかなと私なりに勝手に思ったところなんです。結局、これは行政の外郭団体も行政の組織の1つとして考えようということ、それも行政の外郭団体としての位置をどのような形で認めるかということでしょうか。というのは、いわゆる外郭団体にどのくらいお金をあげているかとかということがうやむやになるところがあって、そしてそれが財政破綻等の不祥事の温床になっているということがよく言

われていたりするので、まさに副座長のおっしゃる情報公開などに、関して、お金を不正に使っていないかということの対象にするということを明示的に書き出す意味があるということでもある。お金の観点からいうとそうだと思うのですけれども、このように挙げられている点は、外郭団体も行政の一組織だということを明示するべきだというご趣旨なのでしょうか。

【企画調整課長】 ここで論点として挙げさせていただいているのは、あくまでこの条例を検討する上で、他自治体の事例をもとに、まずは網羅的にそこのご議論をいただいて、武蔵野市でそれが必要なかどうかといったところです。今回我々が出させていただいたところというと、他自治体には、市とその団体との関係、指導及び監督をすることができる、そういった規定の事例がございますので、こういった趣旨のものを入れていくのかどうかという意味合いです。情報公開まで及んでいるというところではございません。私どもの今、出しているものにご議論の中でそういったことが必要ということであれば、そういったことも当然入ってくるかと思っております。

【副座長】 最初に私が、何のためにこの規定を設けるかと尋ねて、十分なお答えをいただいていたのですが、この資料3の4/13 ページ、No.25 を見てもらうと、三鷹市の例があります。三鷹市の財政援助団体、「出資団体等」とあります。「市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開」と書いてあるのです。さらには「個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる」、三鷹市はこういう趣旨ですよ。これは情報公開と個人情報保護をやって、出資団体だけでも、市の一行政機関と同じ扱いをしますよという意味です。そういう扱いにするのかということ。そうすると、2分の1でいいのか、4分の1なのか、こういうのが重要な議論になるなと思っただけで、言ったのです。ただ単に、市政運営の基本条件としての財政団体の支援を入れるだけじゃなくて、一行政機関と同じに扱えようという趣旨なはずですよ。それで聞いたのですが、事務局の意見をもう一度お伺いしたいです。

【D委員】 今、事務局へのお尋ねでしたけれども、私はこの財政援助出資団体について、自治基本条例の中に入れなきゃいけないという趣旨での資料ではないと考えています。ただ、議論はしなきゃいけない。

入れるとすれば、武蔵野市に多いからということだと思いますが、今、副座長がおっしゃったように、行政組織と同じような扱いをするということをこの条例で定めることで、財政援助出資団体、特に出資団体の位置づけを明確にする必要があるということでもないと思います。現状も情報公開ですとか個人情報保護については、市に準じてそういう規定を設けて、ちゃんとやってもらうという指導監督もしておりますし、現にそうやられておりますから、それをこの自治基本条例の中に書かなければ、やられないとかそういうことではないと考えています。

市の組織と同じような扱いをするということは、単純には考えられないと思います。というのは、出資団体には、その団体の自律性、独自性が当然あるわけですから、それを尊重するというのをこの間もずっと強調しておりますので、市の組織に準じたものとして組み込んでしまうようなことではない。しかし、武蔵野にはそういう財政援助出資団体が多いという特徴がありますから、自治基本条例で市の行政政策活動の原則について考えるときには、そういう団

体との関係も検討が必要ではないかということでございます。

【副座長】 三鷹の例を見ますと、これは出資団体における情報公開と個人情報です。今の議論の流れで言ったら、これは2項の「必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる」、これが今、財務状況の公表の流れの中で議論しているのだから、いわば三鷹の2項の部分と一連の関連だと私はこの体系上、理解しています。

そうすると、これはあくまでも情報公開、個人情報。これは市の機関と同じようにみなして、情報公開あるいは個人情報保護の実施機関があつて、実施機関に入っていないけれども、これは実施機関と同じように見ましようよと改めて基本条例の中で確認をして、外郭団体に対しても、監視機能がある。きちんとした運営を求めましよう、なぜならば公金を使っているからということになってくるはずです。したがって、これは三鷹の例を見てもそうですけれども、そのためにこれを入れているはずなんです。そうすることによって、もちろん議会の監視機能もここで出てきますからね。そういう趣旨です。

【D委員】 さっき言い忘れてしまったのですが、現在、財政援助出資団体に対しては、市が要綱をつくって指導しているのです。それ以外に特段、市のほうで条例的な根拠はありませんから、この自治基本条例をつくるに当たっては、やはり市が指導していく、監督していくということを明記する必要があるのではないかと。そういう趣旨で入れてもいいかなということでございます。

【副座長】 それならいい。

【座長】 議論がだんだん細かくなってきたので、そうすると疑問もたくさん出てくるのですが、資料3の4ページにあるNo.25の三鷹市の第5章「市政運営」の第27条の条文をよく読むと、この第2項に「市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は」。「他の団体」と出てくるのですが、「他の団体に」というのは、第1項に出てくる「市の出資団体」と違う別の団体に「出資又は」ということなのかね。それとも、三鷹市以外の団体ということなのかね。第1項は「市の出資団体」と言っているんだよね。出資団体にはちゃんと定義があつて、決まっていると思うんです。2項は「市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で」と言つて、「財務に関する情報の開示を求めることができる」と言っているのだから、第1項の出資団体以外の団体を言っているのではないかと。そうすると、武蔵野なら援助団体に当たるものも入っているのかもしれないけど、そういうもののことを言っているとすると、一段と広げているんですよね。情報の開示を求めるということでそこに加えているわけでしょう。

そして、さらに3項は、「補助金の交付を行った団体等に」ということで、ここはここでまた、これに市民から苦情があつたら、「当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる」まで広げているわけです。要するに、ここまでのいろんなことをやりますよということを入れているんだよね。ですから、武蔵野はこれに倣ったようなものを自治基本条例に入れるときに、ここまで考えているんですかと。もう少しいろいろ方針をよく考えた上で、入れるといつても、どう入れるつ

もりなのかを検討してもらわないと、最終的にはなかなか決められないね。私は入れることに不賛成ではありませんけど、もう少し目的を明確にしていかないと、議会等の議論でも大変もめることになるのではないかな。

【C委員】 それは市民活動団体との関係のところでも既に同じような内容が出てきたと思うのです。ここでも補助・助成とか事業協力とかいろんな形があって、お金を出した場合にはどのくらいなのかとか、どのくらい出したら公的な、行政的な性質を持つようになるのかなんていうこと、これはオープンなままにされていたと思うのですけれども、その1つの区切りが、副座長がおっしゃったような2分の1か4分の1かというところでもあるのかなという気がいたしました。

そして、この市民活動団体に補助する目的としては、ある程度行政が少しでも関わっているのであれば、それは何らかの行政的な性質を持つから情報公開あるいは個人情報保護などの話になっていたので、まさに三鷹市の事例なんかはそこをちゃんとリンクさせた上で書かれているということになると思うのです。

ただ、ここに関して、さらにこの外郭団体的な内容が今回のテーマに書かれているのは、これにはお金が絡んでいるから、そのお金のことについて、つまり行政の政策というものがクリアにされるかどうかということについても、もう一度新たな視点と角度から重畳的に書かれているのかと考えたりもしたのですけれども、そういった意味で、目的というか意図は何なのかということを確認するという座長のお言葉が非常に重要になってくるのかなと思いました。

【F委員】 私も、この項目が財政のところに入っているの、やはりお金を出すからには透明性を確保して、ちゃんと仕事をしてもらわなければいけないという意味で入っているのかなとは思ったのです。一方で、こういう団体をかなりふやしてきて、その成果も上げている。成果という意味では、市役所ではできないことをしてもらえる。例えば、専門性があるとか、柔軟な対応ができるとか、いいこともあると思うので、そこら辺の監督管理をする一方で、D委員もおっしゃいましたけれども、自主性とか先駆性とか、そういうことを生かせるような形でも何か触れることができたらと思っています。

【座長】 それでは、こういうことにしたいと思うのですが、回答としては、アとイの、盛り込むというのと、特に触れないということから言えば、我々懇談会としては、盛り込んでいただいて何の支障もございません。ただ、これをどういう趣旨で盛り込むのか、どこまでのことを書くのか、それは何も決まっていないうだから、かなり慎重にお考えくださいという注文がついている。こういうふうにとまとめたいと思います。よろしいでしょうか。団体の種類ももちろん含めて。

それでは、次に行きます。(3)「法務に関する行政の体制の充実」についてということで、ア「政策法務に係る内容について規定する」という選択肢と、イ「政策法務については特に規定しない」という選択肢が挙がっています。政策法務というのは非常に重要だということは、松下圭一さんが言い出したことなんです。私も武蔵野の長期計画の策定委員等々をしていましたので、武蔵野も政策法務を重視しなきゃいけないということを発言したから、総務部に自治法務課を置いたんだと、さっきこの会合の前に副座長が言っていますが、それは本当かな。

私は忘れてるんです。私がそう言ったかどうかは余り覚えていないのですけれども、そういういきさつのある話であります。いかがでしょうか。

**【副座長】** もう少し詳しく、正確に言います。

武蔵野市は昭和 40 年代に、武蔵野市のマンションの給水事件、それから日照被害、こういうのが相次いだ。日照裁判と言われている訴訟は都合 10 件出ているのです。日照権の問題というのは連日一面のトップに来るぐらいの大騒ぎをしていて、実は担当者に法務の専門家がいなかったのです。建設部がやっていたのです。法務の専門家ではない。そこで、昭和 46 年の基本構想・長期計画の策定で松下先生と座長がいたときに、法務の専門家を置かなければだめだということを基本構想の中に入れてたのです。そんな人材がないじゃないかということで、しばらく置かなかったのですけれども、私が初代の法規担当として初めて行って、そのときの正式な名前は訟務担当です。これは日本で初めての組織でした。東京都にもなければ、ほかのところにもない。訴訟だけでメシを食っているというだけで、私は結構注目を浴びました。それをずっと担当して、その後、法規担当に変わったのです。

今のこの「政策法務」という言葉ですけれども、座長も所属している自主研修グループがあります。松下圭一先生が主導してつくった研究会の中で、その別グループで、武蔵野と小金井と三鷹の法務担当が集まって、法務の研究会を出版社の主導でしたのです。そのときに研究会の成果を本にして出した。そのときの名前が「政策法務」だったのです。私は実は本のタイトルを「自治体と法務政策」を考えていたら、「いまいちだな」ということで、なかなか結論が出ない。そこでもう面倒だ、法務政策をひっくり返し「政策法務」にしちゃえとって偶然できた造語です。松下先生は「おお、それはいい考えだ」という形で賛成した。それが定着した。したがって、武蔵野が政策法務の本家中の本家で、自治法務課ということで自治解釈、自治立法権を駆使した自治体運営をやるという先駆的な自治体です。今でも、ある意味ではトップを走っているのではないかと私は思っているのです。その視点からいっても、私がここに出ている以上、絶対に入れてくださいとお願いせざるを得ないということです。

**【座長】** これは議会から、「いや、反対だ」という意見があれば。

**【A 委員】** 反対ではないです。実は前にもちょっとお話ししましたけれども、条例の修正を議会でかけさせていただいたときに、自治法務課に大変お世話になりました。市長部局なので、ひょっとしたらちょっと嫌がられるかなと思ったのですけれども、非常に公平に質問に答えていただいて、これはある意味、先ほど副座長のおっしゃったとおり、市民にとっても、市民が今後こういう条例をつくってほしいとか、こういう法律を解釈するとこうなるのではないかということの、これはなるかどうかわかりませんが、市民相談の窓口みたいなところでも今後あり得るなど。議会の質問にもこれだけ丁寧に答えてくれるんだから。

ただ、正直、修正ということがなければ私が初めて行った課でありまして、議員の私にとっても縁遠いところでありました。こんなすばらしいものが武蔵野市内にあった、市役所内にあったということ、これは声を大にして言うべきではないかと私は思っておりますので、賛同いたしたいと思います。

【座長】 議会事務局兼任を命じられるんじゃないか。(笑)

この件に関して、ご発言はありますか。

【B委員】 先ほどの他市の規定の例ということで、この部分についてはNo.27、大和市の例が出てきたと思います。これ副座長がおっしゃっている自治法務課、武蔵野市としての特徴を大和市さんの例は表現できているものなのか。これだけでは私は、ここで言っている法務に関する行政の体制の充実というところとはいまいち一致していないのかなと思ったのです。とはいえ、ではどうすればこの部分がより表現できたものになるのかというのが、イメージがつかなかったのですけれども、この点はいかがでしょうか。

【副座長】 三鷹市のNo.28 を見ていただくといいのですけれども、「政策法務」、第 22 条「市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない」、2「市は、この条例並びに第 13 条第 1 項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする」、これに尽きるような気がします。

こんなことを言って、私のPRをしていいのかわからないのですけれども、後でこれを配ってもいいのですけれども、基本構想があつて、基本計画、個別計画、実施計画、個別施策、政策展開というところになって、自治基本条例があつて、それから個別的な条例があつて、それを根拠にして政策展開する。これが自治体、武蔵野の例。国は、憲法を中心とした個別的な例。三鷹の「政策法務」のNo.28 というのは、この体系です。なぜならば、私の仲間が、政策法務と一緒にやって、この条文に結構影響を与えた人ですから、よくわかっています。ですから、このような内容が最低入っていただけるといいかな。

【E委員】 今の副座長のお話で、三鷹市の自治基本条例第 22 条第 1 項については全面的に賛成できるのですが、第 2 項の「目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例を整備する」というのは、ちょっと荷が重いような気がします。

【副座長】 まだ三鷹でもできていません。

【E委員】 そうですね。各分野で条例をつくっていくというのは、できているところはあります。例えば、福祉の総合条例とか、住宅の総合条例、それはあるのですが、全ての分野にわたってこれをつくりなさいという義務づけ規定だと、まだまだそこまでの成熟度はないかなと思います。

【副座長】 だから、目標にすればいいのです。三鷹もそうですけれども、自治基本条例があつて、個別基本条例があつて、個別政策の条例がある。こういう体系ですけれども、三鷹でも、中間の基本条例、福祉基本条例とか、こんなのはまだできていないで、途中です。その担当者も、途中までで、いつになるかなという感じで、現在もまだできていません。

その 2 項について、これを今、基本構想の中でやっていますので、「整備するものとする」とぼかしているのです。整備しなければいけないとは言っていないのです。義務とは言ってい

ない。「ものとする」というのが表現的に一番軽いのです。「する」となると、もう少し強くなります。したがって、「ものとする」と、ここでうまく逃げているな、方向性だけ出しているなということ。したがって、この程度で、方向性ぐらいにさせていただけたらなど。

【C委員】 今、手元のパソコンで「総務部 自治法務課」を見てみましたら、これが全部ではないのかもしれないのですけれども、「条例等の審査・管理・訴訟」と、非常にシンプルに書かれてありました。自治基本条例を制定することによって、もっとこれを膨らませざるを得ないのかと考えました。

さらに、議会事務局にもっと法律関係、法務に詳しい人を置くことが、条例を制定する議会の役割をより効果的なものとするためには不可欠であろうということを、特にお2人の委員などのお話もお聞きして、強く思うところにもなりました。

そこで、基本条例と全く関係ないことばかりお話して恐縮ですけれども、今、法科大学構想というものがなかなかうまくいっていないということが世間をにぎわせています。その法科大学を卒業して、ある程度の法律の知識を持つ人を、議会事務局なり行政各部の政策法務の職員としてどんどん採用していくという方向性にすることが、ある意味でその専門性ばかり特化していく形になってはしまいますが、自治体を法的にも強化する制度が構築されていき、さらには法科大学院の修了生たちの受け皿にもなっていくという一石二鳥の考えなのではないでしょうか。そういった意味でも、今、三鷹ではここまではいっていないと言いましたが、需要はあるはずです。そういったところをもう少し打ち出すような政策をとっていくことも視野に入れていいと思います。

【座長】 大賛成です。全国の市では、司法試験を合格して、研修も受けて、弁護士資格を取ったような人を職員として採用するところが出てきています。今、何団体ぐらいになっているかわかりませんが、市がそういう、ちゃんと弁護士でやっていける人を職員として採用している例は出ておりますので、だんだん増えると思うのです。武蔵野や何かでも、雇えれば雇いたいと思うのですが、全体に職員を減らしてきていますから容易ではないのです。お金の問題だけではなく、容易ではないのでそう簡単にはいかないとは思いますが、傾向としてはそうなっていくだろうと思います。弁護士会としても、その点は努力して、みんな自治体に雇ってほしいという運動もしているはずですけど、なかなか広がらないので、ロースクールも成り立たなくなっているのです。

要するに、ここは、趣旨は全く異論ないけれどもということで、もし倣うとすれば、B委員が最初に挙げられたNo.27の大和市の第6条のような条文ではなくて、どちらかという三鷹市の第22条の条文のような趣旨で考えていただいたらいいのではないかとということで、よろしいでしょうか。

さて、だんだん時間がなくなってきたので私は焦っているのですが、次に行かせていただきます。

(4)「政策の立案、決定、実施と評価という過程の確立と政策評価の実施」についてというテーマでありまして、①行政評価について自治基本条例の中で規定するかかどうかということで、ア、明示的な規定を置くというのと、イ、明示的な規定をおかないという選択肢が示されています。②は、明示的な規定を置くとした場合、以下のような内容を盛り込むかどうかというこ

とで、またア、イ、ウ、エと並んでいます。これは1つと考えてもいいかと思うのです。そして、「現状」では、政策の評価は特別やっていないけれども、事務事業の評価は、各所管課と、市長を初めとする各部長で構成された行財政改革推進本部会議において決定している。この報告書は冊子にまとめ、市のホームページでも公表を行っている。ただし、この事務事業評価を行うことについて、例規上の根拠は特に存在しない。やってはいるけれども、根拠は置いていないと書いてあるということです。これを改善させるために、ここに書いたらどうかということなのかと思うのですが、どうでしょうか。これは議会の方は何かご意見があるでしょうか。

**【A委員】** 非常に意見が言いづらいところでもあるのです。事務事業評価はちゃんとやっていると思います。

これはまた個人的な感想になってしまうのですが、この冊子が議会に届いたときには、もう議会としてどうしようもないという状況になっている場合もあり、何か仕組みをつくって、冊子になる前に議会で意見等々が言えたらなと個人的には思っています。議会の意見をみんな聞いているわけではないので、わかりませんけれども。

**【座長】** 事務事業の評価ですけれども、議会が生かせるときに出してほしいというのは当然なのですが、それは次の予算編成にということでしょうか。決算審査のために間に合うように出せということでしょうか。

**【企画調整課長】** かつて議会からそういったご指摘を受けて、なるべく決算、予算に反映できるようなタイミングでやらせていただいております。今現在の流れで言いますと、決算の9月の段階で、その年の評価対象の事業をまず議会に情報提供させていただいて、それに基づいて、決算についてそこを話題にさせていただけるようにしています。市としては、その間、評価の作業を行いまして、翌年の2月、3月で次の予算審議がございますけれども、それに向けて、実際に評価を行って、冊子にして、予算審議の前にそれをお出しして、予算の議論にお使いいただけるような形で出しているというのが現状です。もっとよいやり方があるのかもしれませんが、今のところはそのようなやり方です。

**【座長】** 私の個人的な希望は、この事務事業の評価のほかに、各部、課が毎年その所管事務に関してどれだけの件数を処理したとか、道路を何キロメートル舗装したとか、いろいろな数字、データを必ずまとめているでしょう。そのデータ集という別個にまとめて公表されているものがあるので、この事務事業の評価も、それからこの基本的な業務の実施報告書みたいなものも、きちんとこういうふうにつくっています、それをみんな公表しなさいというような規定を置いてくれたら、それでいいように思いますけれどね。

**【副座長】** この評価というのは、大きく分けて、政策評価、施策評価、行政評価、最終的には人事考課、職員の評価、こういう幾つかの段階があるのですが、ここではどこの視点か。政策評価なのか行政施策なのか。行政評価となると、事務事業評価になるだろう。行政評価の事務事業評価は行っていますとか、施策評価も、基本構想の中でやっていますね。こういうものの論点をもう一度分類しながら説明してもらって、これをどこの位置まで入れるのかという議

論をされたほうが、このままだとアバウトな議論になってしまって範囲が広過ぎますので、この体系の論点整理をお願いしたいのですけれども、いかがですか。

【座長】 それは私も言葉としてそう思います。

【F委員】 政策の評価をここに書くかどうかということになれば、書くほうがいいのかと思うのですが、あまり細かくというか、強い形で書いてしまうのはどうかという気もしています。個々の事業の評価はされていると思うのですが、ここに書いてあるのを読みますと、政策レベルの評価はなかなかできていないということなので、どういうふうに職員さんたちの時間をとるか考えると、大きな問題も考えていただきたいと思うので、あまり縛るような形ではなくて、でも評価というのは大事だという形で書いていただけるといいかと思いました。

【副座長】 あまり評価を細かくやり過ぎると、評価のための評価で、職員の負担が大きくなって、何のために仕事をやっているのか、何のためにこんなに残業が多いのか。結局、評価のために時間が割かれてしまう。そういうところは全国にいっぱいあります。あまりにも評価項目が多くて、これは何の意味があるかというのもあります。ですから、体系をまとめてくださいというの、こういう論点の流れの中で我々が、こんなのは要らないよとか、こういうのも含めてやりたい。

もう1つ思っているのは、政策評価を基本構想にのっかってどうなのかと私は位置づけたいのです。施策評価というのは、予算に対してどうなのかと見たいのです。それから、行政評価というのは、決算に対してどうなのか。私は、予算というのは政策予算、決算というのは評価予算と言っているのですけれども、こういう視点で見ることができかどうかという内容も含めながら、事務局に検討していただけたらと思います。あまり細かいのをやり過ぎると、評価のための評価になってしまい、私は反対です。

【座長】 私もそうです。行政学者ですけど。政策評価というのがはやり出していますが、役に立っているのはあまりないです。たくさんの方の労力を使いながら、あまり役立っていることがないので、無駄なことはしないほうがいいと思っています。

ここは、考えてみると、②のところ、明示的な規定を置こうとした場合ということで、イに「市民等による外部評価について」というのが入ってきますね。これがまたはやりになっていて、政策評価をやるときは外部の人を入れた評価にしなくてはいけないのではないかという風潮になっていて、これはまた公募委員を入れるなり何かして行われているのです。私はそれがあまり成果を上げているとは思わないので、武蔵野でぜひやりなさいという気が起こらないのです。そういうことにあまり時間を使わないでやってくださいという感じなので、本当におやりになるときには、必要なときは公募市民を求めてもいいですよという規定をどこかに置いておけばいいわけです。特に、政策評価は公募委員も入れてとかいう規定はつukらないほうがいいと私は思っています。

【副座長】 私も賛成です。評価をチェックするのは、議会の、議員さんの役割だと私は思っています。

【G委員】 今の部分は、私もそれに賛成です。ただ、事務事業の部分についてということになるかと思うのですが、例えばクリーンセンターは向こう 20 年間の管理をやっていますけれども、非常に専門性を有するような評価をしなければいけない。そういった中で、今、職員の中でも、決して能力がないということではなく、建設関係や化学等の分野に特化した部分の評価が行政内部でできるのかどうか、そういった課題もあるのではないかと今までも指摘しています。そういった部分での第三者評価みたいなものは、一定程度必要なのかなと。

あと、特に技術系の職員は大分減っているという状況がありますので、そういった専門性を有するものは一定程度必要なもので、何らかの形で、どういうふうに盛り込むかはともかくなんですけれども、それこそ先ほど座長の言われたとおり、必要なときにはそういった評価も必要だ、そんな部分を残しておけばいいのかなというの個人的にも思っているところです。

【座長】 事務事業の評価というの、今は会議があって、そこで項目を決めてやっているのだと思います。全項目についてやっているわけではないと思うのです。ここで今、G委員がおっしゃったようなテーマはどこの自治体にもあり得るので、これが重要なテーマです、これはきちんと評価をしてみよう、外部の人も入れてやってみようというような、戦略的にやるべきことが起こりますから、それはどんどんやったらいいと私は思うのです。その次に外部の専門家を入れるのが必要なら入れたほうがいいと思います。例えば、私もつい最近まで関わっていたような情報システム系の問題とか、いろいろあります。とても市役所の職員だけではやれないというテーマはありますから、それは遠慮なく外部の人を入れてやったらいいと思います。

ですから、規定としては、ここも行政評価という言葉を使っているけれども、どのレベルのことを念頭に置いているのか、書くのならもう少し明確にしないではいけないということと、ここは少し頭を整理して、市のほうで考えるべきということにしておきましょう。

それでは、次のⅡ「行政組織と職員政策について」に行きましょう。

(資料2 Ⅱ行政組織と職員政策について、事務局より説明)

【座長】 (1)「迅速な行政課題の対応に向けた行政組織の整備」についてということで、この種の規定を置く必要があるか否かということです。ア「行政組織の整備について規定する」と、イ「市長の補佐職等の設置を規定する」というのがあって、ここで三鷹市の例が出てきましたが、副市長のほかに市長の補佐職等を置くことを認めるようなことを書くのならば、自治基本条例に書かざるを得ないと私は思います。ただ、自治基本条例で書けばいいというだけの問題ではなくて、組織条例にももう少し書かなくてはいけないのではないかと思いますけど、きちんと法令上の整備をした上で置かなければいけません、当然のことですが、そういうことだと思ふのです。こういう議論、これを置けるようにしておいたほうがいいという発想が、武蔵野市であるのでしょうか。

【企画調整課長】 そういった議論が武蔵野市であるという状況ではございません。これはあくまでも周辺他市の事例を網羅的に検討するためという形で出させていただきました。

【座長】 紛争のないところに紛争を起こすようなことは言わないほうがいいですよ。これは新しい紛争が起こりますよ。

【副座長】 過去に補佐職を置いた例は武蔵野にはありますか。

【総合政策部長】 専門委員はあります。

【座長】 地方自治法上の専門委員でしょう。

【副座長】 これは地方自治法上の専門委員だけじゃないでしょう。専門委員と位置づけるのですか。

【総合政策部長】 違います。

【副座長】 特別にこの自治基本条例の中で規定した専門委員以外の補佐職を設けようという話ですか。

【企画調整課長】 あくまでもこれは三鷹市さんの事例にこういうことがあったということで、武蔵野市で特に具体的なイメージがあるといったところではございません。

【副座長】 実は、その団体、三鷹市は過去に、助役の選任を議会が否決したのです。助役の選任議案を出したら、議会が否決した。議案を出す時点で退職しますから、その人が浮いてしまったわけです。そのため、市長の特別秘書を条例でつくって置いたのです。この経過です。何を言いたいのかというと、あえてこの規定を置く必要があるのかなということで、もし置くのならば、議会と相談して特別な条例をつくらばいいのであって、わざわざ自治基本条例の中で例外的な規定まで置く必要はないのではないのかなというのが私の意見です。

【座長】 私も即座に賛成します。その必要はないということで、よろしいですか。では、迅速に対応して、組織をつくるという抽象規定も要らないですね。

次の（２）「定数適正化計画や外部化」、「職員能力向上に向けた制度の充実や人事評価制度」についてですけれども、これも当たり前のことといえば当たり前ですが、どうでしょう。

【D委員】 そういうことについても、もちろん中身は必要なことですが、この条例に定める必要があるかどうかという意味では、あまりないのかなと。どういう自治基本条例をつくらうとするのかという議論の中で、市長と議会、そして市民との関係性を明らかにして、それによって自治体運営の基本的なあり方をわかりやすく決めていこう、こういう趣旨だったと思います。

そうすると、職員の問題というのは、多くは市長なり執行機関がそれぞれ育てていく、あるいは職員にいい仕事をさせる。そこでちゃんと実行されればいいことですので、この基本条例で明記する必要はないのかなと思います。

【副座長】 例えば総枠の定数というのは条例で、議会で議決です。あと、個別に各課にどう配置するかは市長の行政権の範囲内です。したがって、行政権の範囲内のことまでも自治基本条例で一々規定する必要はないのではないかと。

なぜかという、例えば、私が現職で企画課長だったときに、どんどん人口が減ってきて、おまけに幼児が減ってきたのです。今までは学校の、教育委員会主体の予算と配置をしてきたのが、今度は老人福祉にシフトしなくてははいけない。こういう時期だったのです。そうすると、定数を削減して、老人福祉のほうになかなか持っていきなかつたのです。かなり力が要りました。これをもし入れられたとしたら、また市民サイドで、老人からは、もっとよこせ、学校からは削減反対といって収拾がなかなかつかなくなるような事態が想定される。わざわざ基本条例で置く必要はない。行政の、市長の責任で行えばいいというのが私の考え方です。

【C委員】 人を1人雇うことは、かなりの財政的な負担が生じると思います。つまり、職員を1人雇うということがどういう意味を持つかということだと思うのです。

弊害を考えてみますと、例えば市長とか行政サイドが自分にとって都合のいい人をどんどん雇う。そんなことはないとは思いますが、それでも本当になったときに、そこで市民の目のチェックが入るかということと、自治基本条例に書くということ、あるいはそんな余計なことは書かないでというレベルで行っていたほうがいいのかなどを考えていたのですけれども、いかがなものでしょうか。柔軟に人を雇えたりする、嘱託職員というのは必要な分野だけ、必要な年数を有期で雇うことができると思うのです。そういったことは別にこの自治基本条例で書かなくても、幾らでもやれることではあると思います。ただ、それに対して、おかしいのではないかと思ったときに、そのチェックの仕方というものは、どういった形であり得るのかという問題もありえませんか。

【E委員】 それは先ほどあったように、定数条例というものがまずございます。総枠が決まっているというのと、例えば嘱託職員とかは当然、定数条例はないのですけれども、それは予算を伴うものですから、議会に予算をお諮りする。その中で一定の制限がかかってきますので、そこで正当性は担保されるのではないかと思います。

【座長】 職員の人事政策とか職員問題で書くべきことがありますか。あるとしたら、それこそ働き方改革みたいに、超過勤務をやらせるとか、減らすためにはどう考えるべきなのかとか、女性職員をさらに増やせなどということがテーマであるのならば、もしかしら条例に規定することが大事かもしれませんが、こういう日常の運営に関して決める必要はない、変なものを決めてもあまり役に立たないという気はするのですけれども、どうでしょうか。

【副座長】 定数は、部別ではなくて、たしか市長部局、教育委員会で決まっていますよね。分類と具体的な数字は今、出ますか。

【企画調整課長】 武蔵野市職員定数条例ということで、市長の補助機関である職員何名、水道局の職員何名、教育委員会の事務局何名という形。あと、議会、選挙管理委員会、監査委員

事務局、農業委員会。行政委員会と市長部局です。総数は 876 人です。

【座長】 それは条例が規定していて、市長部局の部ごとは、さらに市長が数を決めているのですか。部ごとも配分を決めているのですね。何部には課長級は何人というふうに、クラスごとに決めているのですか。総数だけじゃなくて、職級。

【総合政策部長】 組織がありますので、課があります。ただ、弾力的に、例えば担当課長を置くだとか、それは適宜運用しています。

【座長】 これは総数管理だからね。昔は市町村では縁故採用ということが問題になった。まだかなり残っていたところもあるのですが、武蔵野市はずっと以前からやめていますけれど。

【副座長】 今の話は正規職員の場合で、人件費が伴ってきます。嘱託職員も、報酬という形の人件費部分と、物件費という形で出てくるものがあるのです。それから、委託は全て、予算上、物件費です。人件費を削るなら、委託をどんどん増やせばいいのです。そうすれば、人件費は減るのです。

極端な話をしたら、今、コンピューターは委託していますね。昔は全部人件費として職員がやったボーナス計算を機械がやっているから委託になってしまう。あれは人件費相当ですよ。そういうふうに細かいルールがありますから、それは行政の範囲でやってもらって、議会のチェック機関でやったほうが、効率的に、今様に対応できると理解しています。

【C委員】 実際にそういった問題は議会で議論とか問題にされたことはあったのですか。

【副座長】 全国的に聞いたことはないです。

【G委員】 そういう意味での議論というか、要は見かけの人件費のような、今でいう、職員は減るけれども、嘱託であるとか、そういった部分が増えていけば、総体として、仕事量に対する人件費ということではあまり減っていないのではないとか、そういった議論は確かにあります。例えば嘱託職員何名という規定はないですけども、いわゆる採用の数であるとかそういったものも、一定程度しっかりチェックはしなきゃいけないだろう、そういう議論は今までも決算とかそういったところでは出ています。

【A委員】 加えるならば、先ほどの外郭団体に戻るのですが、そういう問題にまで実は発展しているので、数としてどうなのかという問題提起を先ほどさせていただいたところです。

【座長】 積極的に活用しているというのは、そういう仕組みを使っているということです。

最後に、①市民委員の委嘱というのが出てきているのですが、ア「会議の設置に際しては市民公募委員を入れることについて規定する」と、イ「規定しない」があるのですが、それぞれ規定しているところも、自治体も規定の仕方はいろいろだということは先ほどご説明がありました。武蔵野は次の表にあるように、使っているところと使っていないところがあるという

ことですが、これは一律に決めがたいことで、必要に応じて、必要なときはやっただらいいということで十分だと私は思うのですけれども、どうでしょうか。市民参加の関連のところの規定していただければいいのではないかと思います。

【副座長】 私もそれに賛成です。自治基本条例の中で入れることによって拘束をかけられて、公募委員になじまない委員もいます。利害関係だとかね。そういう利害関係者だけが公募してきた場合にどうするのかといったら、当然外すということになると、わざわざ自治基本条例の中で入れる必要はない。それは適宜決めていけばいい話だと思います。やってはいけないという意味ではなくてね。

【座長】 今日はそこまで一応結論を出したということで、Ⅲ「公正と信頼の確保について」は、次回からまたご説明いただいとということにしたいと思います。

最後に、次回の事務連絡をお願いします。

【企画調整課長】 次回が7月25日（火曜日）、811 会議室を予定しています。開催通知はまた改めてお送りする予定です。

本日、お手元にアンケート、前回お配りしたものの製本版ができました。前回、訂正のあった部分を修正して、製本しましたのでお納めください。

【座長】 ありがとうございました。

午後9時2分 閉会